

長野県土木工事施工管理基準の一部改定について

技術管理室

1 改定対象

- ・土木工事施工管理基準〔令和3年版（10月1日適用）〕

2 改定の主な改定内容

国土交通省の基準改定（令和4年4月）に準拠し改定。

（1）出来形管理基準及び規格値

①共通編 全体

測定基準について「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の記載変更に基づき改定

②共通編 橋面防水工（シート系床版防水層） 新規設定

③共通編 鑄造費（金属支承工） 測定基準に「道路橋支承便覧」参照を追記

④共通編 鑄造費（大型ゴム支承工） 測定基準に「道路橋支承便覧」参照を追記

⑤道路編 橋台躯体工

橋台躯体工（張出式・重力式・半重力式）

橋台躯体工（ラーメン式）

支承部アンカーボルトの測定基準 新規設定

（2）品質管理基準及び規格値

①新規追加

- ・基礎工
- ・場所杭工
- ・既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）

②その他 諸基準類の改定に伴う修正

（3）写真管理基準

- ・「撮影頻度」について、国土交通省 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の記載変更に基づき改定